

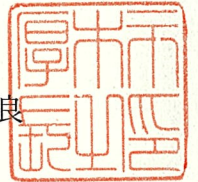
厚木市告示第 316 号

令和 5 年度労働報酬下限額の設定について

厚木市公契約条例 (平成 24 年厚木市条例第 29 号) 第 6 条第 1 項の規定に基づき令和 5 年度の労働報酬下限額を次のとおり定める。

令和 4 年 10 月 11 日

厚木市長 小林 常 良



厚木市公契約条例第 6 条第 1 項第 2 号に規定する者に対して支払われるべき労働報酬下限額

1,107 円